

## 服部英雄のホームページ

李俊九先生（大邱韓医大総長）の同意を得て、日本語訳を公開する（翻訳風間千秋、校訂趙正民による）。

平成23年度科研費基盤Bによる。

### 『朝鮮史研究』7輯，1998

#### 大韓帝国期 屠漢(白丁)の戸口様相と社会・経済的立場

李俊九

##### I. はじめに

##### II. 白丁の戸籍登録と戸口様相

1. 白丁の戸籍登録と『屠漢戸籍』
2. 屠漢の戸口様相

##### III. 白丁の社会・経済的立場

1. 白丁の社会的立場
2. 白丁の経済的立場

##### IV. おわりに

##### I. はじめに

白丁の名称は、その時期によって様々である。白丁という名称は、高麗時代の揚水尺が才人・禾尺に分化したものが、朝鮮世宗 5 年に白丁と改名されたものである。しかし、白丁と改名された後にも、『朝鮮王朝実録』には揚水尺・水尺・才人・禾尺・新白丁・才白丁・禾白丁・両色白丁・韃鞬などと表記されたり、混称される場合がしばしば見受けられる。戸籍大帳では、16 世紀前半に新白丁、17 世紀前半に白丁、17 世紀後半以降に柳器匠・皮匠、大韓帝国期に屠漢などの名称で登載された。屠漢は屠牛漢・屠牛坦・宰設軍・宰軍・宰人・庖漢・皮漢などの名称とあわせて、屠殺業に従事していた白丁を職業的に蔑視しつつ、呼んでいた名称である。このような様々な名称が、いわゆる「俗称白丁」である。

白丁は狩猟と屠殺、行李(柳器)と皮革(皮物)の製造・販売などの賤業を世襲し、蔑視されてきた疎外階層である。彼らは身分制が法的に廃止された甲午改革(1894 年)以降の大韓帝国期にも、慣習的・社会的差別待遇によって蔑視され続け、屠殺業に固定化されながら収

奪の対象となっていたため、経済的にも非常に劣悪な境遇に置かれていた。

白丁はもともと国家の恒常的な把握から除外されていた。白丁を戸籍に登録しようという一連の施策は高麗末・朝鮮初にも見られるが、実効を収められなかった。朝鮮世宗 6 年から、安定した職を持つ一部の白丁に限定し、編戸が始められた。白丁の戸籍登録は、16 世紀前半以降、現存する戸籍大帳で確認できる。のみならず、大韓帝国期にも屠漢だけの屠漢戸籍が別途作成されていたが、このうち 3 つの地域の屠漢戸籍が現存している。

大韓帝国期の白丁に関する先行研究は、金静美の先駆的な論考<sup>1</sup>と、日本所在の屠漢戸籍を紹介した山内民博の論考<sup>2</sup>が注目される。前者は主に獣肉販売業・屠殺業について、甲午改革以後施行された法的規制によって浮上した当時の新聞の白丁関係記事に基づき、解法議案の性格と白丁の社会的変動、そして差別待遇の撤廃要求と関連した白丁の抵抗を検証している。後者は、その存在が広く知られてはいない日本所在の屠漢戸籍を紹介し、その概要と史料的性格を検証している。

本稿では、まず白丁の戸籍登録とその推移を考察し、屠漢戸籍を別途に作成・管理しなければならなかった理由と、屠漢の戸口様相を一般民戸のそれと比較検討する。続いて、甲午改革で身分制が撤廃された後も白丁に加えられた社会的差別待遇と経済的収奪が、彼らの境遇をより劣悪なものにしていった事情を検討しようと思う。このような作業は、大韓帝国期の白丁の存在様相を理解することはもちろん、1920 年代の白丁の衡平運動を理解するのに有益な論考になるだろう。

## II. 白丁の戸籍登録と戸口様相

### 1. 白丁の戸籍登録と『屠漢戸籍』

白丁はもともと、国家の恒常的な把握から除外されてきており、戸籍には登録されていなかった。白丁の前身である高麗時代の「揚水尺は、もともと貫籍と賦役がなかった」<sup>3</sup>という言及から分かるように、白丁は国家支配の公民と把握されてはいなかった。このような白丁を戸籍に登録しようという一連の施策は高麗末にも見られるが<sup>4</sup>、朝鮮世宗代の初期までも実効を得られなかった。そして世宗 5 年に立法した政令をより具体化した世宗 6 年には、新白丁の夫妻と子を詳しく調査し、安定した職業を持つ一部白丁に限定して、生計の程度によって 3 丁を 1 戸、または 5 丁を 1 戸と編戸し始め、これに基づいて世宗 7 年には定役された白丁らの数のある程度把握することができるようになった。この時白丁らの戸

<sup>1</sup> 金静美著、キム・ジョンヒ訳「19 世紀末から 20 世紀初期における白丁」(『韓国近代社会と思想』、忠州、中原文化社、1984 年)。

<sup>2</sup> 山内民博「日本所在の朝鮮「屠漢戸籍」について」(『資料学研究』1、新潟、2004 年)。

<sup>3</sup> 『高麗史』129、列伝 42、崔忠献条、「揚水尺……素無貫籍賦役」。

<sup>4</sup> 『高麗史』84、志 38、刑法、戸婚上。『高麗史』118、列伝 31、趙浚条、「禾尺才人……願自今所居州郡課其生口 以成其籍 使不得流移」。

籍登録は、平民の戸籍登録に基づいて施行するようにした<sup>5</sup>。

しかし、白丁らの戸籍登録は安定した職業を持つ白丁を優先することで、一部の白丁のみに限定されることになり、一定の職を持たない数多くの流浪する白丁は、国家の恒常的な把握から脱落するしかなかった。よって、国家は流浪する白丁を徹底的に探し出し、民戸と一緒に混ざり合っ居住させるようにするだけでなく、戸籍に記録し、その変動事項を徹底的に調査・報告するようにした。すなわち、成宗 2 年にはソウルと地方の白丁をすべて推刷し、各坊・村に分け、明確に戸籍に記録し、毎年春・秋に出生・死亡・逃亡を調査し、報告させるようにしたのである<sup>6</sup>。このような措置が『経国大典』才白丁团聚条に法文化されているが、白丁の有職者と安定した職業を持つ者は、この制限を受けないとする但書が追加された<sup>7</sup>。

白丁を戸籍に登録し始めた最初の戸籍の事例は、確認することができない。しかし、現存する最古の朝鮮時代の戸籍である中宗代戸籍断片で、白丁の存在が確認される。1528 年(中宗 23)の安東府周村戸籍断片には、全 6 戸の家戸のうち、新白丁家 3 戸が、両班家 3 戸とともに独立家戸として記載されている。新白丁 3 戸の記載内容を総合してみると、白丁の記載様式は、戸主の称号(新白丁)・名前・年齢・本貫・四祖(父・祖・曾祖・外祖)、妻の称号(新白丁女)・名前・年齢・本貫・四祖、同居人(関係・称号・名前・年齢)などを記載しており<sup>8</sup>、一般民戸の場合と大きく違いがない。

白丁の場合で一般民戸と記載内容が違う点はただ一点、民戸のような「職役名」を記載していない点である。戸籍大帳で白丁は、16 世紀前半に新白丁・新白丁女、17 世紀前半に白丁、17 世紀後半以降には柳器匠・皮匠、大韓帝国期に屠漢などと登載されている。これらの用語はそれぞれ性格を異にしつつ、各時期の戸籍大帳に反映された。

「白丁」「新白丁」の場合、役名でも職業名でもない、特殊集団の階層的性格を持つ呼称として使用した。高麗時代には、契丹族の類である揚水尺が才人・禾尺に分化し、それぞれ集団を形成した。蒙古族の類種である韃靼も、またひとつの集団部類を形成している<sup>9</sup>。

「揚水尺」「才人」「禾尺」「韃靼」などは、北方遊牧民系統の部類で構成された集団の名称である。彼らの部類が朝鮮初期に「白丁」と改名し、白丁も「揚水尺」「才人」「禾尺」「韃靼」などの名称と変わりなく、役名でもなく職業名でもない、特殊集団の階層的性格を持った用語として使用された。彼ら白丁を官吏と人民は「新白丁」と呼びながら、平民とは差別していた<sup>10</sup>。彼らは平民と婚姻したり、混じり合っ暮らすことのできない疎外階層であった。16 世紀前半の安東府周村戸籍断片に登載された新白丁・新白丁女、17 世紀前半の

<sup>5</sup> 李俊九「朝鮮中期編戸白丁の存在とその性格」(『李樹健教授停年紀念 韓国中世史論叢』大邱、紀念論叢刊行委員会、2000 年)、407~410 頁参照。

<sup>6</sup> 『成宗実録』卷 9、成宗 2 年 2 月辛酉。

<sup>7</sup> 『経国大典』刑典、才白丁团聚条。

<sup>8</sup> 李榮薫・安承俊「1528 年安東府周村戸籍断片」(『古文書研究』8、ソウル、韓国古文書学会、1996 年)、附録参照。

<sup>9</sup> 李俊九「朝鮮時代白丁の前身揚水尺、才人・禾尺、韃靼——その来歴と生の姿を中心に——」(『朝鮮史研究』9、大邱、朝鮮史研究会、2000 年)、28~29 頁。

<sup>10</sup> 『世宗実録』卷 97、世宗 24 年 8 月癸巳。

蔚山戸籍と丹城戸籍に登載された白丁などの事例<sup>11</sup>は、役名も職業名でもない階層的性格を持っている。

「皮匠」「柳器匠」という名称は白丁の生業で分類されているが、戸籍大帳では、白丁の役名が使用されていた。身分職役制を土台に運営されていた朝鮮時代には、16歳以上の丁男は制度圏内に編成された「属処」を持たねばならず、その「属処」を職役名としていた。役賦課の基本大帳である戸籍で白丁は役名もなく、平民と区別する意味の「新白丁」「白丁」と記載されていたが、17世紀後半になると、蔚山府・金化県・丹城県の戸籍大帳ではその生業によって、「柳器匠」「皮匠」など、匠役の役名が登載された<sup>12</sup>。これはあたかも、良人が良役としての軍役の義務を負担しなけりばならなかつたように、白丁も匠人としての匠役の義務を負担しなけりばならなかつたということである。よつて、皮匠と柳器匠は17世紀後半以降の戸籍大帳では、匠役を負担しなけりばならぬ白丁の賤役名称として使用されていた。

「屠漢」という名称の場合、白丁すべてを指す一方で、屠殺業に従事する白丁の職業名として使用された。例えば、「柳器製造は屠牛漢(行李白丁)の事業」であるとか、「柳器製造は白丁のうち抛り所のない孤独な者の糊口の計」という記事<sup>13</sup>からわかるように、屠牛漢すなわち屠漢は柳器を製造する行李白丁を指す一方で、屠漢は白丁の「屠宰之流」<sup>14</sup>というように、白丁として屠殺行に従事する部類を指していた。これより、屠漢は白丁の生業である柳器製造と屠殺に従事する者すべてを指す名称として使われていたことがわかる。そして屠漢は、その語彙的意味が「屠殺する者」を意味しており、庖肆(屠殺場)の庖民を賤視する名称<sup>15</sup>として使われており、白丁を職業的に賤視する名称でもあつた。従つて、後述するように、屠漢戸籍の職業欄に記入された「屠漢」は、白丁すべてを指す半面、屠殺行に従事する白丁の職業名として使われていたことを意味する。

このように、各時期によつて新白丁・白丁・柳器匠・皮匠・屠漢などと登載された白丁の戸籍記載内容が一般民戸のそれと違ふ部分はないが、地域によつては白丁のみで構成された分洞事例が見られる。すなわち、大邱府河南面馬谷里の白丁は、1684年(肅宗10)に一般民戸と一緒に作統されたが、1690年に彼らだけの烟花里に分洞されており、大邱府花県内面椴谷里の白丁は1687年に一般民戸とともに作統され、1774年に次里に分洞されている。このような白丁の分洞現象は、一般民戸の白丁に対する排他的差別化と無関係ではないと思われる<sup>16</sup>。

このように白丁だけの分洞事例も見られるが、彼らの大部分は一般民戸とともに作統されていた。しかし大韓帝国期の屠漢戸籍は、屠漢だけが別途に作成されている。現存する

<sup>11</sup> 李俊九、前掲論文(『李樹健教授停年紀念 韓国中世史論叢』)、414～419頁参照。

<sup>12</sup> 李俊九、前掲論文、426～429頁参照。

<sup>13</sup> 「農家の副業と杞柳栽培」(『皇城新聞』1909年10月27日)。

<sup>14</sup> 張志淵「地理三」(『大韓自強会月報』第5号、1906年11月25日)、「屠漢(俗称白丁 即屠宰之流)」。

<sup>15</sup> 『各司謄録』近代編、光武7年4月30日、訓練5号参照。

<sup>16</sup> 李俊九「朝鮮後期村をなして生活した行李白丁の存在様相——『大丘府戸口帳籍』を中心に——」(『朝鮮史研究』10、大邱、朝鮮史研究会、2001年、339～346頁)。

屠漢戸籍としては、ソウル大学校の奎章閣に所蔵されている『慶尚南道蔚山郡屠漢戸籍表』3冊[光武2年(1898)・4年(1900)・5年(1901)]と、『慶尚南道蔚山郡屠漢戸籍統表』4冊[光武2年(1898)・4年(1900)・5年(1901)・8年(1904)]があり<sup>17</sup>、日本の学習院大学図書館に所蔵されている『全羅南道宝城郡屠漢戸籍大帳』1冊(光武4年、1900)<sup>18</sup>と、京都大学総合博物館に所蔵されている『江原道春川群屠漢戸口成冊』1冊(光武7年、1903)<sup>19</sup>がある。

現存する屠漢戸籍は、蔚山郡・宝城郡・春川郡のものだけ確認できるが、その他の府・郡でも作成・提出された。1898年(光武2)2月から1906年(光武10)8月にわたって、内部と地方官衙間の戸籍に関する訓令・報告の謄録である『外各府郡公牒摘要』には、少なくとも府郡で一般民戸の戸籍とともに、屠漢戸籍を作成・提出していたという記事が散見される<sup>20</sup>。この文書によると、光武2年5月に内部は、平安南道の官下23府郡内の13府郡に対して、前年に比べ戸口の減少が顕著であるとして戸籍を送り返し、再調査して提出するよう命じている。ここには13府郡中12府郡で一般の戸籍・通表とともに、屠漢戸籍が見受けられる。平安北道では光武2年7月に、21府郡中6郡の戸籍が送り返されているが、6郡すべてに屠漢戸籍が含まれていた。咸京北道から内部に提出した戸籍162冊中には屠漢戸籍は見られないが、咸京南道から内部に提出した戸籍には、屠漢戸籍が含まれている。そしてこの文書の表題の下には「坤一」と記されており、また、ここに載っている記事も主に平安南・北道と咸京南・北道のものともみられ、その他の地域は別の文書に載っているものと考えられる。従って、屠漢が居住するすべての府郡で屠漢戸籍が作成・提出されていたものと思われる。

屠漢戸籍は各府郡で一般民戸の戸籍とともに作成・提出されたので、その手続きも同じであったと思われる。戸主は2件の戸籍表が印刷された用紙に内容を記入し、居住している府・牧・郡(以下、各郡)などに提出した。各郡では、1件は郡衙に保存し、1件は戸主に返却した。各郡は提出された戸籍を謄書し、製本した1本を各観察府へ提出した。観察府ではそれを保存すると同時に、もう一度1本を謄書し、内部に提出するものとしていた。また10戸を1統で束ねた通表が統ごとに作成・製本され、これも戸籍票と同じ手続きで提出された<sup>21</sup>。

<sup>17</sup> 『慶尚南道蔚山郡屠漢戊戌戸籍表』光武2年、奎章閣図書15025-1。

『慶尚南道蔚山郡屠漢庚子戸籍統表』光武2年、奎章閣図書15025-2。

『慶尚南道蔚山郡屠漢庚子戸籍表』光武4年、奎章閣図書15025-3。

『慶尚南道蔚山郡屠漢庚子戸籍統表』光武4年、奎章閣図書15025-4。

『慶尚南道蔚山郡辛丑屠漢戸籍表』光武5年、奎章閣図書15025-6。

『慶尚南道蔚山郡辛丑屠漢戸籍統表』光武5年、奎章閣図書15025-5。

『慶尚南道蔚山郡甲辰屠漢戸籍統表』光武8年、奎章閣図書15025-7。

<sup>18</sup> 『全羅南道宝城郡屠漢戸籍大帳』庚子、日本学習院大学図書館、整理番号138。

<sup>19</sup> 『光武七年三月日江原道春川郡癸卯屠漢戸口成冊』日本京都大学総合博物館、韓国戸籍成冊第57。

<sup>20</sup> 『外各府郡公牒摘要』奎章閣図書18022-1。光武2年から光武10年に至る時期の平安南北道・咸京南北道および仁川港・東萊港・徳源港・務安港・昌原港分の戸籍関係の訓令・報告類を内部版籍局で整理・謄書したものである。この文書で確認される屠漢戸籍事例は、山内民博(「日本所在の朝鮮屠漢戸籍について」『資料学研究』1、2004年)が詳細に紹介している。筆者も叙述過程でこれを引用し、要約・整理した。

<sup>21</sup> 山内民博、前掲論文73～74頁。

1896年(建陽元年)9月に制定された「戸口調査規則」<sup>22</sup>と「戸口調査細則」<sup>23</sup>によって大きく変貌した新式戸籍は、戸口単子のかわりに戸籍表を作成するようにしたが、これによる戸籍は1909年(隆熙3)の民籍施行<sup>24</sup>前まで作成されていた。この時戸口調査規則と細則には屠漢に関する規定が見られないが、屠漢も一般民戸のように戸籍表が印刷された用紙に該当内容を記入し、また、面・里の居住地に関係なく、10戸を1統に作統した戸籍通表を作成した。

蔚山郡屠漢戸籍は戸主の姓名・年齢・本貫・職業・四祖、戸の前居住地・移転月日、戸内の同居親族・居候人口数・雇傭人口数・現存人口数、そして家宅間数(己有・借有、瓦・草別)などが印刷されており、その中の欄に該当内容を記載するようになっていた<sup>25</sup>。一般民戸の戸籍である黄海道谷山郡・全羅南道海南郡戸籍と同じような様式である<sup>26</sup>。宝城郡屠漢戸籍も蔚山郡の場合と同じく、戸籍表が印刷された戸籍紙の記載欄に該当内容を記入するようになっている<sup>27</sup>。

しかし、春川郡屠漢戸籍は、蔚山郡・宝城郡屠漢戸籍とは外形的な様式に大きな違いがある。戸籍表が印刷された戸籍紙は使用されておらず、戸ごとに記載内容が縦書きで連続して書かれてあり、その様式は朝鮮時代の戸口単子様式をとりながら、現存人口・家宅間数などが追加されている<sup>28</sup>。新式以降も各郡では戸籍紙を官で印刷し、民間に支給し、一枚当たり葉銭4文ずつ徴収していたが、地域によっては一枚当たり葉銭5錢ずつ徴収していた<sup>29</sup>。おそらく春川郡の屠漢は印刷された戸籍を買うことができなかったか、もしくは戸籍紙がきちんと供給されなかった事情があったと考えられる。

屠漢戸籍通表は、蔚山郡のものが唯一残っている<sup>30</sup>。蔚山郡は郡内の屠漢14戸を対象に、面・里の居住地とは関係なく作統した通表を作成した。14戸のうち、10戸を1統として、残り未成統4戸も1統とし、統ごとに統首をおき、金鳳承と趙明哲が任命されていた<sup>31</sup>。戸口調査過程で作統された通表は、各戸ごとに戸主姓名・男女人口数・家宅間数などが記録されており、一統の状況を一目で把握できるようになっていた。

屠漢戸籍が一般民戸の戸籍と大きく違う点は、屠漢だけを別途に収録していたという点である。しかし政府は、なぜ屠漢戸籍を別途に作成し、把握・管理する必要があったのだ

<sup>22</sup> 宋炳基ほか編『韓末近代法令資料集』Ⅱ(国会図書館、1971)、163頁、勅令第61号「戸口調査規則」(建陽元年9月1日)。

<sup>23</sup> 宋炳基ほか編、前掲書、Ⅱ(1971)、166頁、内部令第8号「戸口調査細則」(建陽元年9月8日)。

<sup>24</sup> 宋炳基ほか編、前掲書、Ⅷ(1972)、120頁、法律第8号「民籍法」(隆熙3年3月4日)。

<sup>25</sup> 『慶尚南道蔚山郡屠汗戊戌戸籍表』光武2年、奎章閣図書15025-1参照。

<sup>26</sup> 『谷山郡鳳鳴面戸籍案』建陽元年12月、奎章閣図書21848参照。『海南郡黄一面戸籍』光武3年、奎章閣図書27493参照。

<sup>27</sup> 『全羅南道宝城郡屠漢戸籍大帳』庚子、日本学習院大学図書館、整理番号138参照。

<sup>28</sup> 『光武七年三月日江原道春川郡癸卯度屠漢戸口成冊』日本京都大学総合博物館、韓国戸籍成冊第57参照。

<sup>29</sup> 「紙価太高」(『皇城新聞』1899年2月22日)。

<sup>30</sup> 前掲注17、蔚山郡屠漢戸籍統表4巻参照。

<sup>31</sup> 前掲「戸口調査細則」によると、10戸を1統とし、5戸未満の場合は作統せず、近隣の等に編入させていた。5戸以上の時は作統はしたが、「未成統」として、最も近い統の統首の指揮を受けるようにした。しかし蔚山郡屠漢戸籍統表の場合は、未成統4戸も1統に作統され、統首が置かれていた。

ろうか。それはあちこちを流浪する習性を持つ屠漢を、生業に緊縛し、その流移を防止し、庖肆(屠殺場)の屠漢から庖税を徴収しようとする国家の徴税政策と無関係ではないだろう。

戸口調査による戸籍作成は、本来徭賦を賦課するための基本大帳であると同時に、人民を土地に緊縛し、流移を防止するのにその目的がある。「戸口調査規則」にも、「人民をして国家に保護する利益を均霑させる」(第1条)と標榜した福祉的目的よりは、むしろ伝統的な収奪のために利用されていたものと考えられる<sup>32</sup>。このような点を勘案すると、屠漢は生業に緊縛し、流浪する習俗を防止し、あわせて徭賦の徴税や収奪のために屠漢戸籍を別途に作成し、管理する必要があったと考えられる。また1896年(建陽元年)に法律第1号「庖肆規則」が批准・頒布されたが<sup>33</sup>、「商民は国家に対して義務を果たし、政府には新しい財源となり、理財上に妥当であるゆえ、法律として定めることを認定する」<sup>34</sup>という法意から見ると、屠殺場の庖税は屠殺業者の義務であると同時に、政府の財源確保手段であり、さらに屠殺業者に対する収奪の法的名分となっていたことがわかる。このような点から、政府は財源確保と収奪の目的から屠漢戸口を調査・把握し、別途戸籍を作成・管理する必要があったと考えられる。

## 2. 屠漢の戸口様相

現存する3郡の屠漢戸籍の記載内容と、蔚山郡屠漢戸籍通表を通して、屠漢の戸口様相を観察し、続いて屠漢の戸口様相で注目される何点かを、一般民戸のそれと比較してみよう。

1898年(光武2)の慶尚南道蔚山郡「屠漢戸籍通票」に収録された14戸の記載内容を見ると、〈表1〉のようになる。蔚山郡の屠漢戸は、上府面路西里5戸、内廂面南洞里2戸、東面塩浦里1戸・西部里2戸、農西面泉谷里1戸、外峴面内開里1戸、青良面目島里1戸、温北面公東里1戸の、全14戸が、7面8里にわたって分布していた。戸主の姓名・年齢・本貫の欄はすべて記載されていたが、四祖の姓名は「不知」が多数を占めている。これは屠漢の中で、父・祖・曾祖・外祖の名の字や来歴を知らない者が圧倒的に多かったことを意味する。職業欄にはすべて「屠汗」と記入されている。

屠漢戸主の同居親族には、母・妻・子・婦・弟・嫂が見られるが、「未婚女」の謄録は全く見られない。妻は「率人女」と表記されており、妻・婦・嫂はその呼称をすべて「某姓」と記載されていた。同居親族の年齢は、どれも記載されていない。居候(男1)・雇傭(男1)人口2人が記入されているが、便宜上〈表1〉の同居親族に含めてある。現存人口は65人(男39人、女26人)で、男多女少現象を見せており、戸あたり4.6人、戸によって2~9人の分布を見せている。家宅は借家草家1間を除いてすべて自己所有の草家であり、それぞれ2~6間の規模である。そして住居移動の有無を把握することのできる前居地・転居月日の欄

<sup>32</sup> 崔弘基『韓国戸籍制度史研究』(ソウル大学校出版部、1997年)、180頁。

<sup>33</sup> 『高宗実録』巻34、建陽元年1月18日。『官報』建陽元年1月21日。

<sup>34</sup> 『各司謄録』近代編、建陽元年1月18日、発送番号37号。

はすべて空欄となっているため、〈表 1〉に提示してはいない。戸主相互間の姓・本貫・行列字・四祖の名の字が同じ場合がないことから見て、親族関係は確認されない。

1900 年(光武 4 年)の全羅南道宝城郡「屠漢戸籍大帳」に収録された 6 戸の記載内容を見ると、〈表 3〉のようになる。宝城郡の屠漢戸は、竜門面東外洞に 4 戸、大谷面長基洞に 1 戸、玉岩面西山洞に 1 戸の、計 6 戸が 3 面 3 洞にわたって分布している。戸主の姓名・年齢・本貫・四祖の欄はすべて記載されている。前居地の欄はすべて「久居」と記載されているが、戸籍は 1 年ごとに記録されているため、少なくとも 1 年前から現在の居住地に住んでいたということをあらわしている。職業欄はすべて空欄だが、表題で「屠漢戸籍」であることを明らかにしている。

宝城郡屠漢戸主の同居親族には、妻・子・女・婦が見られるが、妻と婦はその呼称がすべて「某姓」と記入されており、蔚山郡の場合と同じである。同居親族の年齢はすべて記入されていない。居候・雇用人口の欄はすべて空欄となっている。現存人口は 25 人(男 15 人、女 10 人)で、男多女少現象を見せており、戸あたり 4.2 人で、戸によって 3~5 人の分布を見せている。家宅はすべて自己所有の草家であり、それぞれ 3~5 間の規模である。

宝城郡屠漢戸主相互間の親族関係を見ると、龍門面の戸主劉成丕と劉成萬は姓・本貫・行列字(成)と四祖の名の字がすべて同じであるため、兄弟であることがわかる。彼ら 2 人兄弟とともに、龍門面東外洞の龍福祿と玉岩面西山洞の劉長甫は、姓・本貫が同じで、祖・曾祖の名前の字が同じであるため、互いに従兄弟であることがわかる。

1903 年(光武 7 年)の江原道春川郡「屠漢戸口成冊」に収録された 3 戸の記載内容を見ると、〈表 4〉のようである。春川郡の屠漢戸は郡内面衙洞里に 1 戸、北中面文廷里に 1 戸、北内面玉山浦里に 1 戸の計 3 戸が、3 面 3 里にわたって分布していた。戸主の姓名・年齢・本貫・四祖はすべて記載されているが、戸主の前居地は記載されていない。職業は記載されていないが、宝城郡屠漢戸籍のように表題に「屠漢戸口」であることが明らかにされている。

春川郡屠漢戸主の同居親族は、妻・子のみが見られるが、彼らの年齢の記載と、妻の呼称を「某氏」と記載した点が蔚山郡・宝城郡の場合と違っている。現存人口は 10 人(男 7 人、女 3 人)で、男多女少現象を見せており、戸あたり 3.3 人、戸によって 2~5 人の分布を見せている。家宅はすべて草家で、借家・持家の区別が記載されておらず、各々 3~8 間の規模である。戸主相互間の親族関係をみると、北中面の金奉伊と北内面の金ト伊は、姓・本貫・行列字(伊)と四祖の名前がすべて同じであることから、兄弟関係であることがわかる。

蔚山郡「屠漢戸籍通表」の記載内容を見ると、〈表 2〉のようになる。4 回(1898、1900、1901、1904)にわたって作成された通表は、戸主の姓名、現存男女人口数と家宅の部屋[間]数記載されているが、これを一目で比較できるように〈表 2〉に再構成した。この表を見ると、1898 年から 1904 年までの 7 年間、戸主の姓名・現存男女人口数が変動なく同一な現象を見せている中、家宅の部屋[間]数だけ若干の変動を見せている<sup>35</sup>。これは流浪習俗を持

<sup>35</sup> 〈表 2〉に見られるように、1 統 7 戸・1 統 10 戸・2 統 1 戸で若干の変動が見られる。特に 1 統 7 戸の

つ白丁が、「庖肆規則」によって屠殺行に固定化され、その地に定着するしかなくなったという事情を、ある程度反映した現象ではないだろうか。宝城郡屠漢戸籍の前居地の欄に記入された「久居」も、生業に縛り付けられた定着生活を傍証するものと把握される。

以上のように、各地域の屠漢戸籍に収録された戸口様相を検証してみたが、注目されるいくつかを一般民戸の戸口様相と比較してみよう。まず、戸主の職業の場合、屠漢は職業の欄に「屠汗」と記入(蔚山郡)されていたり、表題に「屠漢」戸籍であること(宝城郡、春川郡)が明らかにされていたが、どちらも文字の表記が違うのみである。一般民戸の職業を見ると、黄海道谷山郡鳳鳴面戸籍案(1896年、建陽元年)の場合には、農42.5%(65戸)、空欄57.5%(88戸)であり<sup>36</sup>、全羅南道海南郡黄一面戸籍(1899年、光武3年)の場合には、業農94.6%(492戸)、空欄4.0%(21戸)、業商0.4%(2戸)、工商0.4%(2戸)、幼学0.4%(2戸)、酒商0.2%(1戸)であった<sup>37</sup>。これら戸籍には屠漢のみならず、白丁・柳器匠・皮匠なども見ることができない。このような現象は、屠漢戸籍に収録された屠漢が、一般戸籍に二重に収録されていなかったことを示唆している。しかし、屠漢戸籍のように地域・時期の一般戸籍が現存しない状態で、谷山郡・海南郡の事例だけを持って二重収録の有無を速断するのは難しい。

婦女子の呼称の場合、「某姓」と記入してあるところ(蔚山郡、宝城郡)もあり、「某氏」を記入したところ(春川郡)がある。ほぼ同時期の一般戸籍である、前出谷山郡と海南郡の戸籍に収録された婦女子の呼称は、すべて「某氏」と記入されている。朝鮮時代、婦女子の呼称が身分の尊卑を反映していたことを考えると、「某氏」より身分的地位が低い「某姓」の呼称<sup>38</sup>は、身分制が撤廃された大韓帝国期にも白丁の婦女子に対する身分制的差別が慣習的に残っていたことをあらわしている。

人口構成の場合、〈表5〉に見られるように、屠漢家戸は地域によって違いが見られるが、5人(34.8%)で構成された家戸が主流を占めている。7人家戸中の1戸は戸主の母、戸主夫婦、息子夫婦とともに居候(男1)、雇傭(男1)で構成されていた<sup>39</sup>。屠漢も家族以外の労働力を雇用していたことがわかる。一般民戸の人口構成をみると、谷山郡の場合5人(30.7%)で構成された家戸が主流を占めており、海南郡の場合は2人(37.1%)、3人(36.5%)で構成された家戸が主流を占めていた<sup>40</sup>。これら2郡は、現存人口が男多女少現象を見せる中で、

場合、〈表1〉の戸籍表では草家3間と記載されていたが、〈表2〉の通票では草家2間と記載されている。従って、部屋数もそれぞれ43間(戸籍表)と42間(通票)と計算される。

<sup>36</sup> 『谷山郡鳳鳴面戸籍案』建陽元年(1896)12月、奎章閣図書21848。

<sup>37</sup> 『海南郡黄一面戸籍』光武3年、奎章閣図書27493参照。

<sup>38</sup> 李俊九『朝鮮後期身分職役変動研究』(ソウル、一潮閣、1993年)、240頁。

<sup>39</sup> 〈表1〉慶尚南道蔚山郡東面西部里1統10戸参照。

<sup>40</sup> 前出谷山郡・海南郡戸籍に収録された一般民戸の人口構成

郡名	時期	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	計
谷山郡	1896年	・	・	14	37	47	25	15	11	2	1	1	153戸
				9.2	24.2	30.7	16.3	9.8	7.2	1.3	0.7	0.7	100%
海南郡	1899年	21	193	190	79	28	4	4	1	・	・	・	520戸
		4.0	37.1	36.5	15.2	5.4	0.8	0.8	0.2	・	・	・	100%

戸あたり 5.3 人(谷山郡)、2.9 人(海南郡)で構成されていたと把握できる<sup>41</sup>。屠漢の現存人口も、〈表 8〉に見られるように男多女少現象を見せている中、戸あたり 4.3 人で構成されている。海南郡の民戸より多数で構成された屠漢戸は、生業に安着していく姿をみせていたが、一方で徴税ないし収奪対象としての屠漢を徹底的に調査・管理していたことも把握される。

家族構成の類型の場合、家族の類型は夫婦と未婚子女で構成される夫婦家族、夫婦家族が 1 世代拡大し、1 世代 1 夫婦のみの直系家族、夫婦と既婚子女 2 人以上がおり、彼らの子女で構成される拡大家族に区分される<sup>42</sup>。その結果、〈表 6〉に見られるように、夫婦家族(43.5%)と直系家族(43.5%)が主流を占めており、その次が拡大家族(13.0%)となる。これら家族類型のうち、弟の妻などが同居する直系親家族は見られるが、外族・妻族・外孫等が同居する傍系親家族は全く見られない。これは朝鮮後期丹城地域の白丁において、傍系親家族は見られるが、直系親家族が全く見られない現象<sup>43</sup>と大きく対比される。このような変化は大韓帝国期の屠漢が、傍系親より直系親をより重視するという儒教社会に、同化されていたことを表していると考えられる。

夫婦家族・直系家族・拡大家族を完型と欠格型に分けてみると、夫婦家族は 10 戸全て、夫婦が生存する完型である。直系家族は 10 戸のうち 1 世代父母と 2 世代夫婦と 3 世代子女で構成された完型が 6 戸(60%)であり、欠格型は 1 世代の父がかけた家族が 1 戸、母が欠けた家族が 1 戸、3 世代子女が欠けた家族が 2 戸である。拡大家族は完型がなく、3 戸すべて 1 世代父母が欠けているうち、2 世代の既婚子女 2 人以上と 3 世代子女で構成されている。このように、1 世代・2 世代・3 世代または兄弟夫婦と一緒に住む直系家族と拡大家族を合わせた構成比(56.5%)が夫婦家族(43%)より高いという点は、朝鮮後期の白丁の夫婦家族(78.3%)が主流をなしていた現象<sup>44</sup>と、大きな違いを見せている。このような変化は、流浪する習俗を持った白丁が、次第に定着生活に適応していったことをあらわしている。

家宅規模の場合、家宅の所有形態(借家・持家)と規模(藁葺き・瓦葺き、間数)は、戸籍を通して戸主の経済的状況を見ることのできる、唯一の情報である。〈表 7〉に見られるように、屠漢戸籍が提供する家宅は、借家の草家 1 間以外はすべて自己所有の草家であり、3 間(52.2%)が主流をなしており、7 間・8 間になる草家を所有していた者もいた。一方、谷山郡と海南郡の民戸は、3 間の家宅を所有する家戸が主流をなしており、屠漢と違いが見られない。特に谷山郡の民戸のなかには、瓦葺きの家を所有する戸主(42 戸)が多く<sup>45</sup>、屠漢の場

<sup>41</sup> 谷山郡・海南郡戸籍に収録された一般民戸の現存人口

郡名	時期	戸数	男性人口	女性人口	男女人口	戸あたり人口
谷山郡	1896 年	153	447(55.5)	359(44.5)	806	5.3 人
海南郡	1899 年	520	873(58.4)	622(41.6)	1,495	2.9 人

<sup>42</sup> 李光奎『韓国家族の史的研究』(ソウル、一志社、1977 年)、215~216 頁。

<sup>43</sup> 李俊九「朝鮮後期慶尚道丹城地域の白丁の存在様相——丹城帳籍を中心に——」(『朝鮮史研究』7、大邱、朝鮮史研究会、1998 年)、71 頁、〈表 5〉参照。

<sup>44</sup> 李俊九、前掲論文 72 頁。

<sup>45</sup> 下の表は、先に引用した谷山郡・海南郡戸籍に収録された民戸の家宅間数別家戸数を表したものである。

合と比較すると、経済的立場が大きく違うことが分かる。谷山郡の場合は瓦葺きの家の占有率が 32.3%にもなるが、海南郡の場合は屠漢のように藁葺きの家を所有していた。戸あたりの間数は〈表 8〉に見られるように 3.6 間であるのに比べ、谷山郡の民戸が 4.4 間、海南郡の民戸が 3.1 間である<sup>46</sup>。このような家宅の所有形態と規模を見て、屠漢の経済的立場が谷山郡の民戸より劣りはするが、海南郡の民戸より豊かであったことがわかる。しかし、もしかしたら屠漢の家宅間数には、屠殺場のような施設物も含まれていた可能性もある。

〈表 1〉慶尚道蔚山郡屠汗戊戌(光武 2 年、1898)戸籍表の記載内容

面	里	統戸	戸主	年齢	本貫	職業	四祖	同居親族	現存人口	家宅間数
上府	路西	1-1	金鳳承	47	金海	屠汗	父龍海、祖徳福、曾祖基俊、 外祖李成允	率人女金姓、子学干、婦 崔姓、子学永	男 3、女 2 計 5	己有草 3
上府	路西	1-2	金環伊	45	慶州	屠汗	父一得、祖不知、曾祖不知、 外祖不知	率人女金姓、子用守	男 2、女 1 計 3	己有草 3
上府	路西	1-3	趙日釗	33	咸安	屠汗	父石伊、祖不知、曾祖不知、 外祖不知	率人女李姓	男 1、女 1 計 2	己有草 2
上府	路西	1-4	林云伊	52	羅州	屠汗	父日孫、祖不知、曾祖不知、 外祖不知	率人女趙姓、子用伊、婦 金姓、子宗植	男 3、女 2 計 5	己有草 5
上府	路西	1-5	金得水	65	慶州	屠汗	父月男、祖不知、曾祖不知、 外祖不知	率人女林姓、子在甲、婦 金姓	男 2、女 2 計 4	己有草 2
内廂	南洞	1-6	申寛伊	41	平山	屠汗	父大釗、祖末順、曾祖不知、 外祖不知	率人女金姓	男 1、女 1 計 2	己有草 2
内廂	南洞	1-7	趙分伊	42	咸安	屠汗	父正男、祖不知、曾祖不知、 外祖不知	率人女李姓、弟卜伊、嫂 申姓、子泉伊	男 3、女 2 計 5	己有草 3
東	塩浦	1-8	金用伊	46	金海	屠汗	父作支、祖不知、曾祖不知、 外祖不知	子自文、婦崔姓、子云伊	男 3、女 1 計 4	己有草 2
東	西部	1-9	申銀伊	56	平山	屠汗	父孫以、祖奉昊、曾祖不知、 外祖不知	弟玉伊、嫂金姓、子介伊、 婦崔姓、子完伊、子長守	男 5、女 2 計 7	己有草 3
東	西部	1-10	辛介伊	49	靈山	屠汗	父元大、祖不知、曾祖不知、 外祖不知	母金姓、率人女金姓、子 錫香、婦金姓 (居候男 1、雇傭男 1)	男 4、女 3 計 7	己有草 5 借有草 1
農西	泉谷	2-1	趙明哲	47	咸安	屠汗	父正石、祖不知、曾祖不知、	率人女都姓、弟根伊、嫂	男 5、女 4	己有草 3

谷山郡の場合、瓦葺きの家のうち 6 戸(6 間 1 戸、8 間 2 戸、10 間 3 戸)は藁葺きと瓦葺きを両方所有していたが、便宜上瓦葺きとして計算した。瓦葺きの借家 7 戸も便宜上、瓦葺きの持家に含めている。海南郡の場合は、計 520 戸中、間借り 1 戸、空室 12 戸を除いた 507 戸を対象とした。

郡名	時期	区分	1 間	2 間	3 間	4 間	5 間	6 間	7 間	8 間	9 間	10 間	計
谷山郡	1896 年	瓦葺き	・	・	16	3	8	7	・	3	・	5	42 戸
		藁葺き	・	2	61	9	10	27	・	1	1	・	111 戸
		計	・	2	77	12	18	34	・	4	1	5	153 戸
			・	1.3	50.3	7.8	11.8	22.2	・	2.6	0.7	3.3	100%
海南郡	1899 年	瓦葺き	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		藁葺き	1	108	295	72	20	9	2	・	・	・	507 戸
		計	1	108	295	72	20	9	2	・	・	・	507 戸
			0.2	21.3	58.2	14.2	3.9	1.8	0.4	・	・	・	100%

<sup>46</sup> 谷山郡・海南郡戸籍に収録された家宅間数

郡名	時期	戸数	瓦家間数	草家間数	計	戸当たりの間数
谷山郡	1896 年	153	216 (32.3)	452 (67.7)	668 (100)	4.4 間
海南郡	1899 年	507	・	1,558 (100)	1,558 (100)	3.1 間

外峴	内開	2-2	李甲柱	45	慶州	屠汗	外祖不知 父哲元、祖卜萬、曾祖不知、 外祖不知	金姓、弟石柱、嫂金姓、 子其云、婦金姓、子云伊 率人女金姓、子在先	計9 男2、女1 計3	已有草3
青良	目島	2-3	李根五	59	慶州	屠汗	父順三、祖学 <sup>ㄱ</sup> 、曾祖不知、 外祖卞夫澤	率人女劉姓、子甲准、婦 李姓	男2、女2 計4	已有草3
温北	公東	2-4	金月丹	51	金海	屠汗	父先得、祖不知、曾祖不知、 外祖不知	率人女金姓、子武甲、婦 林姓、子瑞甲	男3、女2 計5	已有草3
面7	里8	戸14							男39、女 26、計65	已有草42 借有草1

〈表2〉慶州南道蔚山郡屠汗戸籍統表の現存人口数と家宅間数

統戸	戸主	現存男口				現存女口				現存男女人口				家宅、草家間数			
		1898	1900	1901	1904	1898	1900	1901	1904	1898	1900	1901	1904	1898	1900	1901	1904
1-1	金鳳承	3	3	3	3	2	2	2	2	5	5	5	5	3	3	3	3
1-2	金環伊	2	2	2	2	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3
1-3	趙日釗	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
1-4	林云伊	3	3	3	3	2	2	2	2	5	5	5	5	5	5	5	5
1-5	金得水	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	2	2	2	2
1-6	申寬伊	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
1-7	趙分伊	3	3	3	3	2	2	2	2	5	5	5	5	2	3	3	3
1-8	金用伊	3	3	3	3	1	1	1	1	4	4	4	4	2	2	2	2
1-9	申銀伊	5	5	5	5	2	2	2	2	7	7	7	7	3	3	3	3
1-10	辛介伊	4	4	4	4	3	3	3	3	7	7	7	7	6	6	6	5
2-1	趙明哲	5	5	5	5	4	4	4	4	9	9	9	9	3	3	3	5
2-2	李甲柱	2	2	2	2	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3
2-3	李根五	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	3	3	3	3
2-4	金月丹	3	3	3	3	2	2	2	2	5	5	5	5	3	3	3	3
計		39	39	39	39	26	26	26	26	65	65	65	65	42	43	43	44

〈表3〉全羅南道宝城郡屠漢戸籍大帳庚子(光武4年、1900)の記載内容

面	洞	戸主	年齢	本貫	前居地	四祖	同居親族	現存人口	家宅間数
龍門	東外	劉成 <sup>ㄱ</sup>	55	居昌	久居	父有実、祖学奉、曾祖大根、 外祖李春同	妻吳姓、子汗三、婦申 姓、子汗俊	男3、女4 計5	草5間
龍門	東外	劉成萬	45	居昌	久居	父有実、祖学奉、曾祖大根、 外祖李春同	妻朴姓、子汗鮮、婦趙 姓、子汗洪	男3、女2 計5	草3間
龍門	東外	劉福祿	42	居昌	久居	父萬燁、祖学奉、曾祖大根、 外祖金昌同	妻李姓、女阿只	男1、女2 計3	草3間
龍門	東外	吉成順	37	善山	久居	父萬卜、祖長興、曾祖今同、 外祖朴介男	妻金姓、子石	男2、女1 計3	草3間
大谷	長基	曹公 <sup>ㄱ</sup>	46	漢陽	久居	父音同、祖豪傑、曾祖夫之、 外祖羅温伊	妻金姓、子洪文、婦金 姓、子洪順	男3、女2 計5	草4間
玉岩	西山	劉長甫	47	居昌	久居	父宗彦、祖学奉、曾祖大根、 外祖金昌成	妻姜姓、子正基、子尚 基	男3、女1 計4	草5間
面3	洞3	戸主6						男15、女10 計25	草23間

〈表4〉江原道春川郡癸卯度(光武7年、1903)屠漢戸口成冊の記載内容

面	里	戸主	年齢	本貫	四祖	同居親族(年齢)	現存人口	家宅(已有)
都内	衙洞	鄭奉男	32	延日	父平山、祖忠綠、曾祖奉 <sup>ㄱ</sup> 、 外祖金石崇	妻朴氏(30)	男1、女1 計2	草3間

北中	文廷	金奉伊	31	慶州	父千石、祖明孫、曾祖春山、 外祖朴芑伊	妻趙氏(33)、子学順(12)	男2、女1 計3	草7間
北内	玉山浦	金ト伊	36	慶州	父千石、祖明孫、曾祖春山、 外祖朴芑伊	妻李氏(37)、子守命 (13)、子用学(10)、子用 成(6)	男4、女1 計5	草8間
面3	里3	戸主3					男7、女3 計10	草18間

〈表5〉屠漢家戸の人口構成 戸数(比率)

郡名	時期	2人家戸	3人家戸	4人家戸	5人家戸	7人家戸	9人家戸	計
蔚山郡	1898年	2(8.7)	2(8.7)	3(13.0)	4(17.4)	2(8.7)	1(4.3)	14(60.9)
宝城郡	1900年	・	2(8.7)	1(4.3)	3(13.0)	・	・	6(26.1)
春川郡	1903年	1(4.3)	1(4.3)	・	1(4.3)	・	・	3(13.0)
計	・	3(13.0)	5(21.7)	4(17.4)	8(34.8)	2(8.7)	1(4.3)	23(100)

〈表6〉屠漢の家族類型 戸数(比率)

郡名	時期	夫婦家族	直系家族	拡大家族	計
蔚山郡	1898年	4(17.4)	7(30.4)	3(13.0)	14(60.9)
宝城郡	1900年	3(13.0)	3(13.0)	・	6(26.1)
春川郡	1903年	3(13.0)	・	・	3(13.0)
計	・	10(43.5)	10(43.5)	3(13.0)	23(100)

〈表7〉屠漢家戸の家宅(草家)規模 戸数(比率)

郡名	時期	2間	3間	4間	5間	6間	7間	8間	計
蔚山郡	1898年	4(17.4)	8(34.8)	・	1(4.3)	1(4.3)	・	・	14(60.9)
宝城郡	1900年	・	3(13.0)	1(4.3)	2(8.7)	・	・	・	6(26.1)
春川郡	1903年	・	1(4.3)	・	・	・	1(4.3)	1(4.3)	3(13.0)
計	・	4(17.4)	12(52.2)	1(4.3)	3(13.0)	1(4.3)	1(4.3)	1(4.3)	23(100)

ただし、草家6間の1戸は持家5間と借間1間を合わせたものである。

〈表8〉屠漢の戸あたりの人口数・草家間数 人口数(比率)

郡名	時期	戸主	男人口	女人口	男女人口	戸あたり人口	草家間数	戸あたり間数
蔚山郡	1898年	14	39(39.0)	26(26.0)	65(65.0)	4.6人	42間	3.0間
宝城郡	1900年	6	15(15.0)	10(10.0)	25(25.0)	4.2人	23間	3.8間
春川郡	1903年	3	7(7.0)	3(3.0)	10(10.0)	3.3人	18間	6.0間
計		23	61(61.0)	39(39.0)	100(100)	4.3人	83間	3.6間

### Ⅲ. 白丁の社会・経済的立場

#### 1. 白丁の社会的立場

朝鮮時代、白丁の身分的地位は本来良人で、生業は賤しく、賤役を負担していた身良役

賤と見なされてきた<sup>47</sup>。白丁の前身である才人・禾尺は、世宗 5 年に兵曹が「本是良人」として生業の賤しい者と把握していたことがあり<sup>48</sup>、世宗 19 年に兵曹と司憲府でも白丁を私奴の賤人とは別に、良人と把握していたことがある<sup>49</sup>。中宗 32 年に羅州牧使が、白丁 4 名を自分の奴婢にしようと立案したが、これを司憲府は、良人を抑圧し賤人にしようとす、圧良為賤が明らかであるとしている<sup>50</sup>。このように、白丁が賤業に従事していても良人と見なされていたということは、称干称尺者のような奴婢ではなかったためである<sup>51</sup>。

朝鮮前期には良人とされていた白丁の社会的立場は、非常に劣悪であった。白丁は平民と婚姻したり、混ざり合って生活することはできず、疎外階層として差別化されていた。彼らの称号「白丁」は賤視され、革新することが論じられもしたが、侮辱的な表現として使用され続けた。彼らのうち一部は守令・土豪・品官らに私的に占有され私奴婢となったり、刑罰によって官奴婢となった場合もあり、安定した生活を送ることができず、流浪していた多くの白丁は恒常的な把握から除外され、国家支配の公民と把握されていなかった。彼らは旅行証を発給された場合にだけ出入りが許可され、盗賊と見なされ追われながら、不安に苛まれながら生活する立場にあった<sup>52</sup>。

このような白丁の境遇は朝鮮後期に入っても改善されることなく、むしろより劣悪になっていった。朝鮮後期の戸籍大帳に反映された白丁は、賤視されていた白丁という呼称の代わりに、生業によって柳器匠・皮匠など賤役に固定化されており、白丁に対する認識は変わらないまま、差別を受け続ける存在であった。また彼らは戸籍上では一般民戸とともに編戸・作統されていたが、彼らだけ分洞される場合もあった<sup>53</sup>。このような現象は、賤業に従事する白丁を差別していた事情に由来している。のみならず、19 世紀の白丁に対する社会的蔑視は、より深刻になっていた。1809 年(純祖 9)に、いわゆる白丁という者たちは非常に賤しい者(至甚賤者)であり、常人とともに生活することのできない存在と認識されていた。白丁が結婚式で官服を着用し、日傘を使用したとして、開城地域の住民が官服を貸した人を殴打し、白丁の家を破壊する事件もあった<sup>54</sup>。それから 6 日後にも、開城府の無頼たちが屠漢を放逐しようとする計画を立て、屠漢の家を残らず破壊してしまう事件もあった<sup>55</sup>。このように、朝鮮後期にも賤役世襲を持続させてきた白丁は非常に賤しい者と認識されており、居住地域住民から蔑視を受けてきた。

賤役世襲で蔑視されてきた白丁は、甲午改革(1894 年)によって身分制が撤廃されると、

---

47 李俊九「朝鮮前期白丁の習俗と社会・経済的立場」(『崔承熙教授停年紀念論文集 朝鮮の政治と社会』ソウル、集文堂、2002 年)、572 頁。

48 『世宗実録』卷 22、世宗 5 年 10 月乙酉。

49 『世宗実録』卷 78、世宗 19 年 9 月己亥。

50 『中宗実録』卷 85、中宗 32 年 7 月甲申。

51 劉承源『朝鮮初期身分制研究』(ソウル、乙酉文化社、1987)、53 頁。

52 李俊九、前掲論文、573～578 頁参照。

53 李俊九「朝鮮後期に村を成して住んだ行李白丁の存在様相」(『朝鮮史研究』10、大邱、朝鮮史研究会、2001 年)、344～345 頁。

54 『純祖実録』卷 12、純祖 9 年 6 月甲午。

55 『純祖実録』卷 12、純祖 9 年 6 月庚子。

免賤されるようになった。このとき、門閥・班常の等級打破、貴賤に関係のない人材登用<sup>56</sup>、官私奴婢廃止、人身売買禁止<sup>57</sup>、そして馭人・倡優・皮工の免賤<sup>58</sup>などのような、新法改正令が発表された。これにより、朝鮮時代の封建的身分制が法制的に撤廃され、皮工すなわち白丁も賤役から解放されるようになった。

甲午改革で免賤された馭人・倡優・皮工はすべて七班賤級に分類される。たとえば張志淵が把握していたこの時期の七班の賤級は、吏胥(俗称衙前)、尼僧(即僧積道流)、馭卒(即各馭服役者)、奴婢(有公私賤分別)、巫覡(即巫覡卜筮之流)、倡優(即演戲雜技娼妓之流)、屠漢(俗称白丁 即屠宰之流)などである<sup>59</sup>。皮工すなわち皮匠は、朝鮮後期の皮物を製造していた白丁の生業であり、賤役の名称であり、屠漢は大韓帝国期に屠殺業に従事していた白丁を差す職業名称である。これは大韓帝国期にも白丁が賤業と賤役に持続的に固定化されており、社会的差別待遇と蔑視、そして経済的収奪を受けてきたことを示唆している。甲午改革当時、白丁の代表的な生業であり賤業である皮工を前面に押し出し、免賤したことも彼らの気持ちを收拾するための配慮であると考えられる。

白丁は免賤され、平民と同じく着冠が許可されたが、依然として社会的差別待遇が残っていたため着冠できず、また笠の紐を生牛皮にされて差別されたこともあった。黄玪は『梅泉野録』で、「昔の風俗に、嶺南と湖南の白丁はあえて漆笠を使うことができず、平涼子だけ使用したが、内部から何度も勅令を出し、彼らも平民と同じく漆笠を使わせた」<sup>60</sup>としているが、平民と同じく漆笠を使うようになったのは、何度も勅令が下された後のことである。また晋州など 16 の郡の屠漢は、改革以後すべて笠を使えるようになったが、丙申以後は差別が依然として強く、再び笠をかぶらなくなった。勅命に従い笠を使うことを願い出ると、題旨の中で、万一笠を使うのなら、紐は必ず生牛皮を使うように、とされていた<sup>61</sup>。このような内容が報道された新聞によると、晋州など 16 郡の屠漢が該当する府へ着冠を願い出たが、むしろ生牛皮の紐を強いられ<sup>62</sup>、これを強制された宰設軍が再び内部に上訴すると、内部では觀察使に、直ちに免賤するようにと命じた<sup>63</sup>。しかし、屠漢の免賤に関しては朝飭・部訓が一度や二度ではなかったが、晋州府民の数百名が徒党を組み、屠漢の家数十件を破壊し、無差別に人を殴打する事件<sup>64</sup>は、屠漢に対する社会的差別と蔑視が依然として根強かったことを示唆している。

ここで注目されることは、甲午改革以後は笠を着用していたが、丙申年(1896年、筆者注)以後は差別が依然として根強く、再び笠を着用できなくなったという点である。これより、白丁は 1894 年の着冠以後、僅か 2 年足らずで笠を使えなくなったというわけである。この

<sup>56</sup> 『高宗実録』高宗 31 年 6 月 28 日。宋炳基ほか編、前掲論文、I (国会図書館、1970 年)、14 頁。

<sup>57</sup> 『高宗実録』高宗 31 年 6 月 28 日。宋炳基ほか編、前掲論文、I (国会図書館、1970 年)、16 頁。

<sup>58</sup> 『高宗実録』高宗 31 年 7 月 2 日。宋炳基ほか編、前掲論文、I (国会図書館、1970 年)、20 頁。

<sup>59</sup> 張志淵「地理三」(『大韓自強会月報』第 5 号、1906 年 11 月 25 日)。

<sup>60</sup> 黄玪『梅泉野録』高宗 32 年 12 月。

<sup>61</sup> 『日新』庚子(光武 4 年)正月 6 日。

<sup>62</sup> 「生牛皮冠紐」(『皇城新聞』1900 年 2 月 5 日)。

<sup>63</sup> 「指令免賤」(『皇城新聞』1900 年 2 月 28 日)。

<sup>64</sup> 「嚴訓免賤」(『皇城新聞』1900 年 10 月 20 日)。

ような背景には、丙申年(1896)制定・公布の「庖肆規則」が注目される<sup>65</sup>。白丁は法制的収奪の前に再編される「庖肆規則」によって、むしろ賤役となった屠殺業に生活水準を固定化され、同時に官吏による法的収奪競走のため一層過酷さを増していく習慣的・恣意的および社会的差別の前に立たされるようになる<sup>66</sup>。このように、丙申年以後、白丁への差別待遇が以前と変わらなくなったことの背景には、白丁を屠殺業に固定化した「庖肆規則」があったのである。

この時期、屠漢戸籍の職業欄に記入された「屠漢」は、白丁を職業的に賤視し、軽蔑する名称ある。屠漢はすなわち「屠牛漢」の省略語であり、「牛を殺す者」を意味する。屠漢は屠殺場の庖民を賤視する名称として使われたが<sup>67</sup>、彼らは牛を殺すことを生業としていたため、「賤しい者(賤漢)」とみなされていた<sup>68</sup>。また、屠漢は「庖漢」もしくは「皮漢」とも呼ばれたが、屠殺場の庖民を賤視する意味で使われた庖漢は、非常に賤しい者とみなされ<sup>69</sup>、皮物をあつかう皮漢も、庖漢のような部類と把握された<sup>70</sup>。のみならず、牛を殺す者白丁を「屠牛坦」と称して差別し<sup>71</sup>、「宰設軍」とも称して、人民のうちで最も卑しい者としていたが、宰設軍とはすなわち屠牛漢であり、白丁のことである<sup>72</sup>。屠殺場で牛を殺す宰設軍<sup>73</sup>を宰人<sup>74</sup>または宰軍<sup>75</sup>とも表記した。このように、屠漢をはじめとする屠牛漢、庖漢、皮漢、屠牛坦、宰設軍、宰人、宰軍などと、その他庖奴、庖丁、刀尺なども、白丁を職業的に賤視し軽蔑する名称として使われた<sup>76</sup>。これより、免賤が法制的に許されても、白丁は社会的差別と蔑視は依然として根強く残っていたことが分かる。

以上のように、白丁を免賤し、着冠することに関しては朝飭・部訓が一度や二度ではなかったが、いずれも上手く施行されなかった。その背景には、甲午改革以前も以後も、法令が出されてもまともに施行されないため、人民が法令を順守することがなかったこと<sup>77</sup>、また白丁を屠殺業に再編し、賤役に固定化した「庖肆規則」があり、白丁に加えられた差別と蔑視の長い慣習を簡単に消せなかった事情があった。

65 『高宗実録』建陽元年1月18日。宋炳基ほか編、前掲書Ⅱ(1971年)、14～16頁。

66 金静美、前掲論文、218頁。

67 『各司謄録』近代編、光武7年4月30日、訓令5号参照。

68 『日新』庚子(光武4年、1900)正月6日、「晋州等十六郡屠漢等……屠牛資生 常作賤漢」。

69 『各司謄録』近代編、光武8年12月29日、照会第83号参照。

70 『各司謄録』近代編、光武10年11月20日、訓令第5号参照。

『各司謄録』近代編、隆熙元年8月29日、訓令第1号参照。

71 『備辺司謄録』肅宗9年2月16日、「嚴禁屠牛……屠牛坦亦令摘發治罪可也」。

卞永周「外債国瘼之大者」(『西友』第6号、1907年5月1日)、「仮使貧而丐乞 賤而屠牛坦

誰不生子長孫耶」。

72 鄭喬『大韓季年史』卷之三、光武2年10月29日、「宰設軍則屠牛漢 而俗称白丁 人民之最賤者」。

73 『獨立新聞』(1896年10月29日)。

74 「宰人訴冤」(『皇城新聞』1907年3月29日)。

75 「宰軍呼称」(『皇城新聞』1901年2月8日)。

76 車賤者「白丁社会の暗澹たる生活状を論じてこそ衡平戦線の統一を促せる」(『開闢』49号、1924年7月1日)、403頁。

77 「論説」(『皇城新聞』1901年6月12日)。

## 2. 白丁の経済的立場

白丁は本来恒産がなく、流浪しながら狩猟や屠牛を生業としたり、柳器と皮物を製造・販売したり、賤業に従事していた。彼らは狩猟という賦役と、製造した物を搾取されるという境遇にあり、各府に動員されたり土豪・品官に占有されることもあり、使役に苦しめられた。常に貧しく困窮しており、飢えと寒さに耐えられずに物乞いをしたり、盗みや強盗をはたらきながら生きていく境遇にあった<sup>78</sup>。朝鮮後期にも彼らの立場は変わることがなかったが、労働力と貢物を過度に収奪されていた白丁らは、賦税と軍役にも応ずることのできない者と把握されるなど、経済的に非常に劣悪な境遇であった<sup>79</sup>。また、1892年には牛の値段が高騰し、屠殺場にも牛はおらず、牛皮もない状況だった。しかし統籟營・電報局・監營などで物資を納めることを要求してきていたため、屠漢は逃亡を常とするようになるほど<sup>80</sup>、経済的立場は劣悪な状態になっていった。

甲午改革で白丁は免賤され、平民と同様に着冠し従事できるように思われたが、「庖肆規則」によって法的収奪に再編され、賤業である屠殺業に固定化された。「庖肆規則」の実施方法は各道に一任されたが<sup>81</sup>、「ソウル庖主規則」<sup>82</sup>で確認できる宰設軍は次のようである。漢城府から憑票を受け、屠殺時に牛1頭ごとに80錢ずつの税金を庖主(庖肆主人)から受け取って漢城府に納付し、税金の領収票が発給された後に屠殺が許可された。所轄は雇馬庁とし、常に任務に備えねばならず、憑票なしに屠殺した場合は6兩をその所轄に支払わねばならなかった。また、漢城府に税金を納付した領収票なしに屠殺した場合、宰設軍の憑票は回収・追放され、庖主の准許状も回収された。領収票は屠殺した公錢を貰い受けた後、その庖主に渡された。

このようにして見ると、准許状を受けた庖主から賃金を受け取ってはいるが、各道や漢城府の管理下にあったということがわかる。宰設軍が合法的な屠殺を行うためには憑票と領収票がなければならず、それがなくして屠殺を行った場合は共同で責任を取らねばならず、きめられた場所で常に待機していなければならないなど、彼らに非常に不利な強制条項で構成されていた。このように、法制によって強制条項が彼らの生業を規制しており、経済的立場をより困難にしていった要因として作用していたと考えられる。

このような立場の白丁も、はたして屠殺場営業を行うことができていたのだろうか。屠殺場営業権を持つためには、准許料金を納付し、准許状を取得しなければならない。庖肆規則によると、准許料金10元を納付すると准許状が交付され(第2条)、身分や職業に関する規制はない。したがって、白丁の立場でも准許料金を納付する能力があれば准許状を受けることはできるが、地方官から庖主に選定されればそれは可能となる。たとえば、農商

<sup>78</sup> 李俊九、前掲論文(『崔承熙教授停年紀念論文集 朝鮮の政治と社会』)、580~584頁。

<sup>79</sup> 李俊九、前掲論文(『朝鮮史研究』10)、345頁。

<sup>80</sup> 『高宗実録』巻29、高宗29年7月癸卯。

<sup>81</sup> 金静美、前掲論文、201頁。

<sup>82</sup> 『独立新聞』(1896年10月29日)。

工部は交河の庖主にキム・ハクモを任命し、准許金 250 両を規則通り受け取り、准許状を交付したが、京畿道観察使は任意で庖主を変えてしまった<sup>83</sup>。また、各道・各郡の庖主は農商工部の准許状で命じるのだが、長湍郡守は任意で選考を行っている<sup>84</sup>。このように、観察使や郡守が庖主を任意で交代・選定しており、これが物議を醸すと、農商工部では 13 道の庖肆委員に訓勅し、「庖主から料金を受け取り、准許状を与えたら 1 年単位で営業させ、その者が続けて営業しようというのなら更新させよという趣旨であるが、最近各道の庖肆委員が人脈と請願によって期限以前に庖主の准許状を変え、失業させる例が多い。今後は各庖主が規則を犯したり、税金納付を遅滞したりすることがなければ、続けて営業させよ」<sup>85</sup>と指示した。ここで准許金 250 両は庖肆規則の 10 元と金額に違いがみられるが、庖肆営業は准許料金を納付し、准許状を交付されても、人脈と請願のために庖主として選定されることはたやすくなかったわけである。当時白丁の境遇ではなおのこと、簡単ではなかっただろう。

大韓帝国期の白丁で、庖主となった明確な事例を探すのは難しい。ただ、内蔵院から長湍郡守に、各庖の屠漢所で滞っている庖肆税を督促しているのをみると、長湍郡の各庖の屠漢が、すなわち庖主だったのではないかとも考えられる<sup>86</sup>。そして皮漢が屠獸場を設置し、妨害することが多いとして、屠獸場を撤廃させる事態が発生したが、これは庖肆派員と皮漢間で繰り広げられた葛藤に始まる<sup>87</sup>。この皮漢は、屠獸場を運営していた庖主であったようだ。また、同じ地域の庖肆派員は、庖税を既に納付して営業していたのだが、皮漢が庖税委員の照会と、観察道訓令を持ってきて派員と称し、各庖漢所に通報するということがあって庖肆委員と皮漢間に葛藤があったのだが<sup>88</sup>、この皮漢も屠殺場の庖主ではないかと思われる。しかし、白丁の大部分は屠殺場(庖肆)の庖主ではなく、庖民すなわち庖漢として生活していたと考えられる。

一方、准許状を持たず、私的な屠殺、すなわち不法屠殺を行っていた「私屠漢」は、規制や処罰の対象となった。光武 4 年 1 月から内蔵院が不法屠殺を厳禁するよう指示しているが、これは原庖営業に妨害されず、庖漢中に頑強に法を犯すものがいたなら、厳罰するためのものである<sup>89</sup>。その後、不法屠殺者に対する処罰がしばしば発生するが、その事例を見てみよう。

内蔵院で、加平郡庖肆の「私屠漢」キム・ボックスを捕え、「私庖」を根こそぎ取り締まり、その「原庖」が弊害なく営業できるように指示した<sup>90</sup>。キム・ボックスは、原庖営業に弊害を与える私庖を不法で営業しており、処罰を受けた者である。また、内蔵院は水原郡に通告

<sup>83</sup> 『独立新聞』(1897 年 1 月 5 日)。

<sup>84</sup> 「前後長短」(『独立新聞』1899 年 3 月 1 日)。

<sup>85</sup> 「庖肆委員」(『皇城新聞』1899 年 10 月 26 日)。

<sup>86</sup> 『各司謄録』近代編、光武 6 年 8 月 30 日、訓令 19 号。

<sup>87</sup> 『各司謄録』近代編、光武 11 年 5 月 5 日、訓令 3 号。

<sup>88</sup> 『各司謄録』近代編、隆熙元年 8 月 29 日、訓令 1 号。

<sup>89</sup> 『各司謄録』近代編、光武 4 年 1 月 11 日朝会 2 号、1 月 13 日朝会 2 号、1 月 21 日朝会 5 号、1 月 25 日朝会 3 号など参照。

<sup>90</sup> 『各司謄録』近代編、光武 5 年 3 月 30 日、訓令 4 号。

した庖主の許認可発給と関連し、「私屠漢」を処罰し<sup>91</sup>、陰竹郡に指示して、日本人と結託して兵站所庖肆と称して不法屠殺したチョ・クムソンを処罰した<sup>92</sup>。また竹山郡に指示して、原庖を無視し不法屠殺して販売したホン・クァンチョンを郡獄に収監し、厳重に懲戒<sup>93</sup>した。また、准許状のない「私屠漢」を捕え、営業を停止させた前庖主の営業を再開するようにし<sup>94</sup>、驪州郡には各庖「私屠漢」が、前習俗を改めることができないなら捕えるよう指示している<sup>95</sup>。積城郡は「私屠漢」ホン・グンチルを処罰させるよう指示している<sup>96</sup>。そして内蔵院で、高陽郡守に准許状なく不法屠殺することを厳禁し、「私屠漢」オ・ヨンギの拘束を通報した<sup>97</sup>。龍仁郡守には、各「私屠漢」の逮捕と私屠税の納付を通報している<sup>98</sup>。

このような白丁の不法屠殺は、彼らの生計が非常に苦しかった事情を反映している。1897年5月、農商工部の訓令によると、各郡の毎月の平均屠殺回数は7頭であり、よって、各郡で合法的に営業できる庖肆は制限されるものであり、また、白丁が屠夫として生計方途を得る機会も制限される<sup>99</sup>。このように、合法的な営業機会が少なかった白丁は、生計の方途を得るための手段として「私屠漢」すなわち不法屠殺者となるしかなかったのである。これはすなわち、彼らの劣悪な経済的立場を傍証している。

白丁が屠夫としての方途を得る機会も少なかったが、彼らに対する地方官と官属輩の収奪は、彼らの経済的境遇をより苦しいものにした。各郡が官庖を設置し、燻肉例納と不法屠殺の漏税がいよいよ深刻になる中<sup>100</sup>、陰竹郡守が庖主に、売り場に牛肉20斤と生食用肉5斤の計25斤を納める要求したことがあり<sup>101</sup>、また牙山郡守が庖肆に、官家に毎日牛肉2斤ずつと、本郡の弊害を正す名目で葉錢200両ずつを納めるよう、市場の立つ日ごとに要求してきたため、庖主は庖肆を閉鎖しなくならなくなったこともあった<sup>102</sup>。このように、地方官の収奪はもちろん、官属輩の白丁に対する収奪も深刻であった。府・郡の官属輩が規則を犯し、白丁が屠殺するのに支払う2・3銭を高額に水増しして請求することもあり<sup>103</sup>、各郡の庖肆色吏の金品要求は類を見ないほどで、仕舞には地方軍隊が庖民に乱暴をはたらき、莫大な税金を中間で横領することもあった<sup>104</sup>。

白丁は両班の強制的収奪や屠宰営業の税金の増加のため、家を撤去し、離散してしまうほど、経済的境遇は劣悪になっていった。たとえば、忠南泰安郡項洞は、もともと屠手村

91 『各司謄録』近代編、光武5年5月15日、訓令14号。

92 『各司謄録』近代編、光武5年9月23日、訓令4号。

93 『各司謄録』近代編、光武5年10月29日、訓令5号。

94 『各司謄録』近代編、光武6年2月16日、訓令6号。

95 『各司謄録』近代編、光武6年3月6日、訓令2号。

96 『各司謄録』近代編、光武6年4月13日、訓令6号。

97 『各司謄録』近代編、光武6年9月12日、訓令10号。

98 『各司謄録』近代編、光武6年8月12日、訓令5号。

99 金静美、前掲論文、203頁。

100 「人各有庖」（『皇城新聞』1898年12月6日）。

101 「庖肆々々」（『独立新聞』1899年1月20日）。

102 「沈色庖肆」（『独立新聞』1899年7月28日）。

103 『独立新聞』（1897年6月5日）。

104 「人各有庖」（『皇城新聞』1898年12月6日）。

に 50 戸余りで余裕のある生活を営んでいたが、両班は彼らを捕え、解放する代わりに 100 両ずつ強制的に奪うなどしていた。屠漢は安全に暮らすことができなくなり、家を撤去し、離散してしまった<sup>105</sup>。そして全羅南道内の宰設軍は、宰屠営業の税金が年ごとに増加し、以前は 100 両ほどで狩猟をしていた者が、現在は 700~800 両を上納するように要求され<sup>106</sup>、槐山郡の宰人たちは、以前は 1 カ月 6 場に庖税がわずか 24 両だったのだが、現在では屠獸場都派員と称する者が牛 1 頭に 8 両、羊 1 頭に 4 両、豚 1 頭に 3 両、犬 1 頭に 2 両ずつを執拗に督促して奪い取るため、このままでは離合せざるを得ないと、抑鬱された感情を訴えた<sup>107</sup>。牛を屠殺した時の税金に関しては、すでに農商工部が各郡に嚴重に申飭し、牛を屠殺する際の税金を水増しできないようにし、白丁も生業を平安に続け穏やかに暮らせるようにせよ<sup>108</sup>と訓令したことがあるが、牛の屠殺税は年を追うごとに増してゆき、白丁の経済的境遇は年々劣悪になり、生業を続けられずに離散に追い込まれていった。

#### IV. おわりに

これまで私たちは、大韓帝国の白丁の戸籍登録と戸口様相、そして彼らの社会・経済的立場を見てきた。ここで、本文で論述した内容を要約・整理すると、次のようになる。

白丁の戸籍登録は朝鮮世宗 6 年から実効を収め始め、平民の戸籍登録に依拠して施行され、一般民戸と一緒に登載された。しかし大韓帝国期には、屠漢だけを収録した屠漢戸籍が別途に作成され、把握・管理されていた。これは白丁の流移を防ぎ、彼らの義務であると同時に、政府の財源確保手段である庖税を徴収するための、徴税政策の必要性から、屠漢戸口が調査・管理されたものと思われる。屠漢戸籍は、蔚山郡・宝城郡・春川郡のものが今まで伝わっているが、屠漢が居住する全ての府・郡で屠漢戸籍が作成されていたものと思われる。

屠漢戸籍が提供する屠漢の戸口様相が一般民戸のそれと大きく違う点はないが、いくつかの点が注目される。屠漢は一般戸籍と屠漢戸籍に二重に登載されることはなく、白丁婦女子には、「某氏」より身分的地位が低い「某姓」の呼称が使用されており、身分制が撤廃された大韓帝国期にも、彼らに対する身分的差別が慣習的に残っていたことを示している。また、屠漢には直系親家族だけが見られ、傍系親家族は見られないが、このような現象は、屠漢が傍系親より直系親をより重視していたということであり、儒教社会に同化されていたことを示唆している。そして屠漢の戸主の家宅は、借家草家 1 間以外はすべて自己所有の草家であり、3 間が主流で、7 間・8 間にもなる草家を持つ者もいた。

白丁は甲午改革で、免賤・着冠が許容された。しかし差別待遇が依然として残っており、

<sup>105</sup> 『日新』壬寅(光武 6 年 5 月 2 日)。

<sup>106</sup> 「庖人問税」(『皇城新聞』1906 年 10 月 25 日)。

<sup>107</sup> 「宰人訴冤」(『皇城新聞』1907 年 3 月 29 日)。

<sup>108</sup> 『独立新聞』(1897 年 6 月 5 日)。

着冠できなかつたり、笠の紐を生牛皮にされたりと、差別されたこともあった。この時期、屠漢戸籍の職業欄に記入した「屠漢」は、「牛を捕え殺す者」という意味の言葉で、白丁を職業的に賤視し、軽蔑する名称として使用された。そのような背景には、甲午改革以前でも以降でも、法令が出されてもまともに施行されず、白丁を屠殺業に固定化した「庖肆規則」があり、白丁に加えられた差別待遇と蔑視の、長い慣習は簡単には消えなかったという事情がある。

白丁は「庖肆規則」によって法的収奪の前に再編されたことにより、経済的境遇がより悪化した。彼らの大部分は屠殺場の庖漢として生活していたが、屠夫としての合法的な生計の方途を得る機会は少なかったため、不法屠殺を行う「私屠漢」になるしかなかった。これは彼らの生計が非常に貧しかった事情を傍証している。また白丁は、地方官と官属輩、そして両班から収奪を受けて来ており、屠殺の税金が年ごとに増加するため生活できなくなって離散しなければならなくなるほど、経済的境遇は劣悪になっていった。

要するに、「庖肆規則」は白丁の社会・経済的立場を劣悪にした要因として作用しており、白丁に対する差別待遇が法制的には廃止されても、社会的には未だに根深く残っていた。このような事情のために不平不満を絶叫する白丁たちの声は、1923年4月、晋州で起きた衡平運動につながっていった。